

昨今の憲法「改正」論議について

《わたしたちは、真理に逆らっては何をする力もなく、真理にしたがえば力がある》。(Ⅱコリント13:8)

今や私たちの国は、法治国家として異常な事態に立ち至っていると言わなければなりません。一昨年7月の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定、昨年9月の安全保障関連法案の強行採決など、憲法を軽視する政治ばかりでなく、それを支持したり、あるいは問題視することもない世論など、私たちの国は成熟した民主主義社会から大きく後退したかのような様相を呈しています。特に、憲法に定められた民主主義、立憲主義、平和主義の軽視や無理解に対して、大きな痛みを感じます。

これらの憲法の要素は、近代世界の恒久的な価値であると共に、キリスト教の価値観とも無関係ではありません。特にキリスト教会は、公権力との距離を保ち、自由を獲得するために奮闘してきました。また、先の大戦時の反省に基づき、自らの在り方を問うと共に、平和の構築について模索を続けてきました。

しかし昨今の憲法「改正」論議は、世界が多くの代償を払いながら獲得してきたこれらの知恵を一蹴し、国が国民を教育、管理しようとする方向に進んでいます。それは、キリスト者にとっては、神に造られた人間一人ひとりがかけがえのない存在であるという人権意識の軽視、また平和をつくり出す努力を阻害するもの、さらには権力に対して自由であろうとする権利への重大な挑戦です。

かつて私たちの先達は、権力と日本社会の動向を正しく把握できなかつたために、神社参拝などの偶像礼拝に陥りました。また、治安維持法によって暴走する公権力によって弾圧されましたが、法的また信仰的に有効な戦いをすることができませんでした。

こうした歴史を振り返り、今日の教会の在り方を考える時、昨今の憲法「改正」論議を看過することはできません。特に、為政者たちの発言に見られる粗雑な憲法観や、自民党の憲法改正草案に見られる個人・人権の軽視と権力強化の志向を土台として憲法「改正」が論議されることを、私たちは注視します。

2016年3月22日
日本ホーリネス教団
第53回教団総会